

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 1 回新座市防災会議
開 催 日 時	令和 7 年 1 1 月 7 日（金） 午前 1 0 時から 午前 1 1 時まで
開 催 場 所	新座市民会館 2 階 第 1 会議室及び第 2 会議室
出 席 委 員	資料 2（防災会議 委員一覧）のとおり
事 務 局 職 員	・ 危機管理室副危機管理監兼室長 谷口 龍一 ・ 危機管理室副室長兼危機管理係長 大坂 悦子 ・ 危機管理室主任 上出 純平 ・ 危機管理室主任 石塚 真吾
会 議 内 容	1 開会 2 会長挨拶 3 新座市防災会議について 4 議題 (1) 新座市地域防災計画の修正案（原案）について (2) 地区防災計画について 5 その他 新座市地域防災計画見直しの今後のスケジュールについて 6 閉会
会 議 資 料	・ 資料 1 災害対策関連組織の概要 ・ 資料 2 防災会議 委員一覧 ・ 資料 3 新座市地域防災計画 主な修正内容（事務局案）概要 ・ 資料 4 新旧対照表（新座市地域防災計画（原案）と現行計画との主な修正箇所について） ・ 資料 5 地区防災計画（抜粋） ・ 資料 6 今後のスケジュールについて

審 議 の 内 容

1 開会

2 会長挨拶

3 新座市防災会議について

⇒資料 1に基づき、事務局から新座市防災会議の説明を行った。

4 議題（新座市地域防災計画の修正案（原案）について）

新座市防災会議条例第3条の規定に基づき、会長を議長とし、議事進行的た。

（議長）

議題の新座市地域防災計画の修正案（原案）について、事務局から順に説明する。内容が多岐にわたるため、「総則編」から「震災対策編」までと「風水害対策編」から「資料編」までに区切って説明し、皆様から御意見・御質問等を賜りたい。

最初に修正の概要と「総則編」から「震災対策編」まで、事務局から説明する。

（事務局）

⇒最初に資料 3に基づき、修正事項の概要について説明を行った後、資料 4に基づき説明を行った。

（議長）

以上、修正事項の概要と「総則編」から「震災対策編」まで説明があったが、何か御意見・御質問等はあるか。

（委員）

⇒意見、質問等なし

（議長）

質問等が無いようなので、次の内容に移らせていただく。

「風水害編」から「資料編」まで、事務局から説明する。

（事務局）

⇒事務局から資料 4に基づき、説明を行った。

（議長）

以上、「風水害編」、「資料編」について説明があったが、何か御意見・御質問等はあるか。

（委員）

⇒意見、質問等なし

審 議 の 内 容

(議長)

質問等が無いようであれば、お諮りする。

事務局から提示された新座市地域防災計画の原案をパブリック・コメントに準じた手続きに付すことに御異議ないか。御異議がなければ、拍手をお願いする。

(委員)

⇒拍手全員

(議長)

拍手全員であるため、次の議事に移らせていただく。

地区防災計画について、事務局から説明する。

(事務局)

⇒事務局から資料5に基づき、説明を行った。

(議長)

以上、地区防災計画について説明があったが、何か御意見・御質問等はあるか。

(委員)

⇒意見、質問等なし

(議長)

他に無いようであれば、お諮りする。

新たに提出された2団体の地区防災計画について、災害対策基本法第42条の2第3項の規定に基づき、新座市地域防災計画に定めることに御異議ないか。御異議がなければ、拍手をお願いする。

(委員)

⇒拍手全員

(議長)

拍手全員である。このほか、全体を通して何か意見・要望はあるか。

(嶋野加代委員)

事務局から避難者への適温食の提供について説明があったが、とても重要なことと考える。実現に向け、市ではどのような方法で実施していくか。

(事務局)

給食調理室の活用が想定されるが、市内小・中学校の給食は現在、大部分が委託されており、委託先と協定を取り交わした上で実施することが必要となる。

審 議 の 内 容

(議長)

実現には小・中学校側とも良く調整しないといけない。

(事務局)

今後の課題として考えさせていただく。

(議長)

ほかに意見等はあるか。

(鈴木淳子委員)

避難所の運営主体に関する説明について、埼玉県としても職員の避難所への参集が課題と考えている。新座市ではどのような避難所開設の基準を定めているか。

(事務局)

本市では、開庁時間帯に震度６弱以上の地震が発生した時には、「避難所運営班」が市内に指定する避難場所を開設し、そのまま避難所運営を行う。また、閉庁時間帯に同規模の地震が発生した時には、「緊急初動職員」という、避難所の近くに住む職員を割当て、迅速な避難所開設を行う体制を構築している。定期的に開設訓練も実施している。

(清水由紀子委員)

避難所の運営主体に関する説明について、発災当初は市が主体となって開設することを理解した。各町内会や自主防災会とも連携し、避難所の開設・運営を行うことが必要と考える。

(議長)

他に意見が無いようであれば、以上で全ての議題を終了したので、これをもって議長の職を解かせていただく。

5 その他

新座市地域防災計画見直しの今後のスケジュールについて

(事務局)

⇒資料 6 に基づき説明を行った。

(事務局)

以上をもって、会議を終了する。

6 閉会

以上